八丈町一般廃棄物処理施設 維持管理情報 (令和5年度)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第34号。平成22年5月19日公布。)により、改正後の同法第9条の3第6項(平成23年4月1日施行)の規定により、廃棄物処理施設の維持管理情報を下記のとおり公表します。

八丈町住民課 施設名 八丈町クリーンセンター 最終更新日: 令和5年10月3日 施設住所 東京都八丈島八丈町大賀郷4341番地1 情報の公表期間:令和9年5月31日 維持管理上 令和 5 年度 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 の基準値 一般廃棄物 A系 可燃ごみ量(ton) 93.71 93.54 113.07 93.52 136.09 93.62 B系 可燃ごみ量(ton) 102.04 95.08 90.12 109.54 85.01 93.53 燃焼室中の燃焼ガス温度 測定を行った位置 A系 焼却炉出口 測定結果月平均値(℃) 800以上 884 878 866 862 867 866 測定を行った位置 B系 焼却炉出口 測定結果月平均値(℃) 907 800以上 908 893 908 903 899 集塵機に流入する燃焼ガス温度 測定を行った位置 A·B系共通 集塵機入口 測定結果月平均値(℃) 概ね200 166 162 161 170 176 169 排ガス中の一酸化炭素濃度 測定を行った位置 A·B系共通 集じん器出口ダクト 測定結果月平均値(ppm) 17 23 100以下 20 28 19 20 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した年月日 年月日 運転毎 排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度 排ガスを採取した位置 A·B系共通 集じん器出口ダクト |測||硫黄酸化物月平均値(ppm) 100以下 17 16 12 19 21 17 定結 塩化水素月平均值(ppm) 430以下 35 40 24 49 40 44 窒素酸化物月平均值(ppm) 250以下 126 123 125 126 126 116 排ガス中のダイオキシン類 A·B系共通 集じん器出口ダクト 排ガスを採取した位置 B系炉 運転炉 A系炉 排ガスを採取した年月日 測定結果を得られた年月日

排ガス中の一酸化炭素濃度及びばい煙の測定結果は、酸素濃度12%の換算値

10以下

測定結果(ng-TEQ/m³)

令和 5 年度 維持管理状況に関する情報